

阿寒摩周国立公園川湯地域管理計画書

令和 5 年 7 月

北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

目 次

第1	管理計画区設定方針	1
1	管理計画改訂方針	1
2	管理計画区区分方針	1
第2	川湯管理計画区	2
1	管理の基本的方針	2
(1)	保護に関する方針	2
(2)	利用に関する方針	3
2	風致景観の管理に関する事項	5
(1)	許可、届出等取扱方針	5
(2)	公園事業取扱方針	19
第3	地域の開発、整備に関する事項	40
(1)	自然公園施設	40
(2)	一般公共施設	40
(3)	その他の大規模開発	40
(4)	摩周湖での魚類放流	40
第4	土地及び事業施設の管理に関する事項	41
(1)	国有財産の管理	41
(2)	一般財団法人自然公園財団事業	41
(3)	その他	41
第5	利用者の指導に関する事項	42
(1)	自然とのふれあいの推進	42
(2)	利用者の誘導、規制及び取組の推進	42
第6	地域の美化修景に関する事項	46
(1)	美化清掃	46
(2)	修景緑化	46
(3)	硫黄山つつじヶ原植生保全対策	46
第7	その他関連事項	48
(1)	硫黄山等における立売り対策について	48

第 1 管理計画区設定方針

1 管理計画改定方針

阿寒摩周国立公園川湯地域管理計画は、平成 3 年 3 月に作成され、平成 18 年に改定されている。この間、公園計画を平成 25 年、平成 29 年、令和 3 年に変更し、平成 29 年には阿寒国立公園から阿寒摩周国立公園に名称変更、令和 3 年には屈斜路湖の車馬等乗り入れ規制がされている。また、平成 28 年には訪日外国人を惹きつける取組を先行的・集中的に実施する国立公園の一つとして選定され、特に国立公園の利用に関する新たな取組を進めていく中で、従来の方針では対応できない場合が生じている。

このような状況を踏まえ、今回の一部改定は、屈斜路湖の動力船規制等に係る許認可の取扱いの明確化等を行うものである。

2 管理計画区区分方針

阿寒国立公園は昭和 9 年 12 月に指定され、屈斜路湖、摩周湖及び阿寒湖の 3 つのカルデラ湖と雄阿寒岳、雌阿寒岳、摩周岳、硫黄山等の火山、雄阿寒岳山麓に広がる混交針葉樹林の原生林など「森と火山と湖」の多様な自然を内包している。この国立公園は、自然条件、利用形態等の特性から屈斜路カルデラを中心とした川湯地域と阿寒湖を中心とした阿寒湖地域に 2 分されるため、引き続き別の管理計画として、今回は川湯地域管理計画の改定を行う。

第2 川湯管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

- ・阿寒国立公園川湯地域は、屈斜路カルデラと摩周カルデラの2つのカルデラから成り立ち、それぞれ屈斜路湖と摩周湖を抱えている。これらの外輪山は優れた眺望を有しており、屈斜路外輪山上には野上峠、藻琴峠、小清水峠、美幌峠及び津別峠、摩周カルデラには摩周第一展望台、摩周第三展望台及び裏摩周展望台がある。その他にも摩周岳、西別岳及び藻琴山からの眺望が秀でている。
- ・当地域内の湖沼のうち摩周湖は世界でも有数の高い透明度を誇り、人手がほとんど加わっていない原始的な景観を残している。また、国際的な環境モニタリング湖沼として登録されており、環境指標としても極めて貴重な湖沼である。
- ・屈斜路湖は、一部湖岸で集落となっている場所を除き、周囲を針広混交林に囲まれている静かな湖であり、屈斜路外輪山と一帯となって優れた風景を作り出している。
- ・この地域は現在も火山活動の影響が顕著で、中でも硫黄山は、今なお活発に噴気活動を続けている。硫黄山山麓に広がるつつじが原は、硫黄山の活動の影響で低標高にも関わらず 100 ヘクタールにも及ぶハイマツ-イソツツジ群落が形成されているほか、川湯市街周辺にはアカエゾマツの純林が広がっている。また、ポンポン山、湯沼（キンムトー）周辺及び和琴半島などでは地熱の影響で冬でも積雪がない特異な風景を作りだし、コオロギの仲間のマダラスズが成虫のまま越冬し、生息の北限となるミンミンゼミが隔離分布している。
- ・屈斜路外輪山は最高峰の藻琴山でも標高 1,000 メートル以下の比較的低い位置にあるものの、摩周岳から西別岳にかけての稜線上、藻琴山及び美幌峠周辺では高山性の風衝植生が発達している。
- ・釧路川は、河畔林が発達して、河畔では至るところに湧水が見られるなど原始的な景観が残されている。

イ 保全対象の保全方針

- ・各展望台からの眺望を保全する。このため、眺望方向に建築物等を作る場合には、規模及び色彩等に留意し、風景との調和を図る。
- ・摩周湖は、原始的景観の保全のみならず、人為的環境汚染を防ぐ必要があり、厳正な保護を図る。
- ・屈斜路湖畔においては、地区ごとに建築物の高さ、壁面後退距離、建ぺい率等を定め風致の維持に努める。
- ・つつじヶ原のハイマツ-イソツツジ植生の景観は厳正に保全する。開発行為は公益上必

要な場合にとどめ、人為的影響を与えないよう十分配慮する。また、これらの行為によって植生に変化が生じたときには、影響を取り除く対策を講じるものとする。なお、自然の遷移による植生の変化に対しては、専門家の意見等を十分聴取の上慎重に扱うものとする。

- ・局地的に出現している火山現象やその影響を受けた生態系を保全する。
- ・外輪山上の風衝植生や高山植物群落は利用計画との調和を図りつつ、保全する。
- ・釧路川の原始的景観及び生態系の保全を図る。
- ・風致景観のみならず、生物多様性の保全に努める。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

本公園は南に釧路湿原国立公園、東に知床国立公園、西に大雪山国立公園があり、従来から風景探勝を目的とした周遊型の利用が多い。特に摩周湖や各峠における展望利用が盛んに行われている。これら利用者に対しては、単に風景を観賞するのみでなく、本公園の自然とふれあい理解を深められるよう各利用拠点の整備を図る。一方、川湯集団施設地区、川湯駅前及び屈斜路湖畔では数多くの温泉が湧出し、旅館、ホテル、野営場などの宿泊施設が設けられているが、広域的周遊の通過型宿泊拠点として使われることも多い。今後は、キャンプ、散策、カヌー、クロスカントリースキーなど季節に応じた様々な自然体験活動を通じて、公園利用者が本公園の自然により深く接し、理解を深めることができる、より一層魅力ある公園となるよう努める。また、本公園は、自然体験のフィールドとして魅力ある地域であるが、屈斜路湖や釧路川はアクセスが良く、様々な利用者が訪れることから、カヌー等の初心者による事故の懸念、異なる利用形態間の軋轢や利用マナーに関する問題も生じている。利用の推進に当たっては、自然環境の保全に留意し適地における適正利用を図るものとする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(整備方針)

- ・周囲の自然環境との調和に配慮し利用対象となる自然景観等を安全かつ快適に利用できる空間を創造する。
- ・主要な公園事業道路沿線は、沿道景観の保全や緑化修景を図るほか、道路付帯の工作物等の意匠に配慮した風致保護を図るとともに、展望地においては展望方向の通景線の通方向の確保に留意する。
- ・施設の色彩やデザインは、周囲の自然環境に調和させ、必要に応じ統一性を持たせる。
- ・散策や登山による利用の促進と安全の確保、土壌及び植生保全を図る。
- ・釧路川源流部として位置する屈斜路湖の水質を保全するため、施設からの汚廃水を適正に浄化処理して放流する。

- ・屈斜路湖における栈橋は、風致の保護のために必要最小限の数とするため、原則として公園事業及び漁業で必要なもののみとなるよう指導する。

(管理方針)

- ・事業者の責任において快適な利用環境を維持するよう指導する。
- ・利用者の安全に十分配慮した施設管理を図る。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

(利用指導方針)

- ・事業者及び利用者に対して、自然保護意識の向上や自然との共生の啓発に努め、利用マナーの向上を図るよう指導する。
- ・園地、宿舎、博物展示施設等の公園事業施設においては、利用者に対する適切な情報の提供を図るものとする。
- ・地域の環境の清潔を保持するため、施設管理者を始め地元関係機関等の協力により、美化清掃の徹底を図る。また、利用者に対しても美化清掃意識の向上を図り、ゴミの持ち帰りを推進する。
- ・ビジターセンターにおいてパークボランティアを指導育成する。また、パークボランティアだけでなく、地域社会とも連携し活動に対する支援を得ながら、自然とのふれあいの推進に努める。

(利用規制方針)

- ・摩周湖及び屈斜路湖中島においては、原生的な自然環境の保全を図るため関係機関との協力の下に立入禁止や適正利用誘導等の措置を講じる。
- ・屈斜路湖の自然性と静閑な雰囲気を維持するため、屈斜路湖岸の道路外への自動車乗り入れを抑制する。また、屈斜路湖の水面利用の適正化を図るため、利用方法ごとに水面利用の区分化を図る等、屈斜路湖適正利用協議会等の場を通じて対策を講じる。
- ・希少な植物群落を保全するため、歩道の適切な維持管理と利用者への啓発に努める。
- ・釧路川におけるカヌー利用は、原生的な河川景観の維持と、動植物の生息に影響を及ぼさない程度のものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

● 許可、届出等取扱方針

(1) 特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（令和4年4月1日付け環自国発第22040115号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第37項の規定に基づき環境庁長官が定めた「阿寒国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成12年8月15日付け環境庁告示第47号）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国発第448-1号環境庁自然保護局長通知）において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地域	取扱方針
1. 工作物の新築、改築又は増築		
	摩周カルデラ内(特別保護地区)	(1) 基本方針 摩周湖の人手がほとんど入っていない原始的景観を厳正に保全する。 (2) 工作物の新築、増築の取扱い 原則として、許可しない。ただし、学術研究や土砂の崩落により公園施設の安全が損なわれるおそれがある場合にはこの限りではない。 (3) 特例 摩周カルデラ内壁の自然崩壊により、摩周湖への土砂流入が顕著になった場合には、専門家及び関係機関による検討会を設置し、対策に関する取扱方針を決定する。その対策として行われる行為については、上記(2)によらず当該方針によることができる。
(1) 建築物	全域	(1) 基本方針 ア 当地域は屈斜路湖及び摩周湖を取り巻く外輪山からの展望やこれらの山々を眺望する風景探勝型の公園であることを踏まえ、主要利用施設及び展望地から見たときの風致景観の支障に配慮する。 イ 稠密な利用が図られている川湯集団施設地区及び川湯駅前地区については、(2)以下の各要件との整合性の審査に加え、良好な町並み景観創出のため、建築物相互のデザインの統一を図る。

		(2) 規模（建築面積、高さ、建ぺい率）、壁面線の後退距離（以下「壁面後退」という。） 以下のアからエまでの各号に掲げる場合にあっては、それぞれ各号に掲げる要件に適合しないものは認めない。 ただし、既存建築物の改築、建替のため若しくは災害復旧のための新築（従前の建築物の規模を超えないものに限る。）又は公益上必要と認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、当該地以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる場合にあってはこの限りではない。 ア 行為地が屈斜路湖岸に位置する場合、屈斜路湖対岸や展望箇所から見たときの風致の保護のため、壁面後退が湖岸から 30 メートル以上であること。 イ 行為地が屈斜路摩周湖線道路の屈斜路から屈斜路湖林道分岐点までの湖側に位置する場合、屈斜路摩周湖線道路から湖に向けた展望及び樹林に覆われた車道景観を保護するため、壁面後退が道路の路肩から 30 メートル以上、建築物の高さは 10 メートルかつ建築面積 1,000 平方メートル以下であること。 ウ 行為地が屈斜路摩周湖線道路の屈斜路から屈斜路湖林道分岐点までの山側に位置する場合、車道からの景観を維持するため、壁面後退が道路路肩から 30 メートル以上あること。 エ 行為地が釧路川流域（弟子屈美幌線道路の札友内から屈斜路にかけての区間の東側の特別地域）に位置する場合、釧路川からの風致を保護するため、河岸から壁面後退が 30 メートル以上、建築物の高さは 10 メートル以下かつ建築面積 1,000 平方メートル以下であること。 (3) デザイン、色彩、材料 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ア 屋根のデザイン 屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋、マンサード形式等の勾配のある屋根に限るものとし、陸屋根、片流れ、ドーム等曲面屋根でないこと。 ただし、既存建築物の増改築の場合であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められる場合、他から望見されることのない場所に位置する場合、建築面積 10 平
--	--	---

		方メートル以下程度の小規模な建築物若しくは農林業に供せられる建築物の場合についてはこの限りではない。 陸屋根である既存建築物の増改築に際しては、傾斜パラペット（飾屋根）が設けられていること。 イ 色彩及び材料 （ア）屋根（飾屋根を含む。以下同じ。）の色彩 焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若しくは暗灰色のいずれかの色彩又は自然材料の素地色とする。 （イ）壁面の色彩 茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色のいずれかの色彩を基調とし、周囲に位置する既存建築物の調和を図るため、色彩が統一されていると認められること。 ウ デザインに関する特例 地域の建築物のデザインについて、地元地方公共団体の条例、住民等により結ばれた建築協定等により独自の取組方針（許可基準に適合するものに限る。）がある場合は、上記ア及びイによらず、当該方針によることができる。 （４）その他 ア 付帯施設 次の（ア）から（エ）までの各号に掲げる付帯施設については、それぞれ各号に示す要件に適合しないものについては許可しないものとする。 （ア）駐車場及び取付道路については、風致景観の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であると認められること。 （イ）車庫及び倉庫等の小規模な付帯施設は、極力主たる建築物に包含し、別棟とはしないこと。やむを得ず別棟とする場合にあっては、主たる建築物とデザイン、色彩、材料の調和がとれていること。 （ウ）外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。 イ 管理方針 申請者には、以下の事項について指導する。 （ア）修景緑化方法
--	--	--

		敷地内の空地は、原則として現地産樹木と同種の樹木等により修景緑化すること。 (イ) 浄化槽の設置 自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第 11 条第 2 項及び第 4 項に該当する建築物の新築及び増築については、浄化槽（同等の機能を持つものも含む）を設置すること。 ただし、次に該当する場合はこの限りではない。 1) 地熱帯や無電力地域等技術的に浄化槽設置が困難な地域において、沈殿枴やオイルトラップ等が設置されることになっている場合。 2) 川湯市街及び川湯駅前等の公共下水道計画地域内に設置する場合。なお、この場合でも、浴室の新築、改築又は増築に当たっては、公共下水道整備完了後には洗い場等の温泉以外の雑排水を速やかに下水道に放流が可能な構造とすること。
	川湯集団施設地区	(1) デザイン、色彩、材料 屋根のデザインの特例 傾斜パラペット（飾屋根）を設けた陸屋根及び片流れ屋根については、(1) 建築物（3）の許可しない屋根としての適用を除外する。 (2) その他 美しい町並みづくりのため、道路沿いの壁面線を整えるよう、また、道路から極力後退するよう指導する。
	川湯駅前地区（特例内）	(1) デザイン、色彩、材料 屋根のデザインの特例 傾斜パラペット（飾屋根）を設けた陸屋根及び片流れ屋根については、(1) 建築物（3）の許可しない屋根としての適用を除外する。 (2) その他 美しい町並みづくりのため、道路沿いの壁面線を整えるよう、また、道路から極力後退するよう指導する。
(2) 車道	全域	(1) 基本方針 道路は風致景観及び自然環境に及ぼす影響が大きいため、次の点に留意する。 ア 自然環境及び風致に与える影響が、最小となるような線形及び工法を選定するものとする。

		イ 線形は地形にあったものとし、切盛土量の削減、改変面積の縮小を図るため、栈道又は橋梁等を採用するものとする。 ウ 野生動物との共生を図る。 (2) デザイン、色彩、材料 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色（亜鉛メッキ色）であること。 (3) 付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標（スノーポール） 眺望の妨げとなる箇所でないこと。 ただし、冬期の安全対策上必要な場合にはこの限りではない。また、無雪期には取り外すものであること。 なお、この場合でも極力細い支柱を用いること。 イ 防雪柵、防風柵 公園計画道路及び主要利用拠点からの展望の妨げにならないこと。 ただし、冬期の安全対策上必要な場合にはこの限りではない。また、降雪期の仮設工作物又は折りたたみ収納式とすること。 ウ スノーシェルター及びスノーシェード 主要展望地点からの眺望の妨げにならないこと。 (4) 緑化修景 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ア 法面及び廃道敷は、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き緑化すること。ただし、法面が硬岩である等緑化することが困難であると認められるものについてはこの限りではない。原則として第6（2）
--	--	---

		及び「自然公園における法面緑化指針」（平成 27 年 10 月 27 日付け環自国発第 1510271 号自然環境局長通知）に従うこと。 イ 支障木の伐採は必要最小限に留めること。 (5) 残土処理 以下の要件に適合しないものは許可しない。 残土を、国立公園区域外に搬出するものであること。ただし、当該国立公園内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。 (6) その他 申請者には以下の事項について指導する。 ア 支障木は可能な限り修景のために必要な箇所へ移植すること。 イ 表土は、盛土法面等に利用が図られるものであること。 ウ 土工事の施工に当たっては、十分な落石防止柵を設けることにより、道路敷地外への土砂の崩落、流出を防止すること。 エ 工事に伴い生ずる廃材等は、その都度搬出所分するものとし、周囲に放置又は散乱させないこと。 オ 野生動物との共生を図るため、必要に応じてアンダーパス、オーバーパス及び飛び出し防護柵を設けるとともに、側溝は転落した動物が脱出可能な構造にすること。 カ 沿道の除草に、薬剤を使用しないこと。 キ 標識類及び危険防止柵等で、老朽化又は破損したものは速やかに撤去又は更新すること。
(3) 電柱及び電線路	全域	(1) 基本方針 当該国立公園が展望を主体とした公園であることを踏まえ、主要展望地点若しくは公園計画道路から見たときの風致景観の支障について配慮する。 (2) 電線路 新設する場合には風致景観上の支障が少ない路線とするか地下埋設されるものであること。 ただし、工事や災害復旧等に伴う一時的な仮設電線路であって、主たる展望の妨げにならない場合にはこの限りではない。 (3) 電柱

		次に掲げる地域においては、原則として焦げ茶色とし、既存の施設については、更新や塗り替えの際にこげ茶色に塗装すること。ただし、局地的に更新が必要な場合にはこの限りではない。 ア 弟子屈野上峠線道路（国道 391 号） イ 弟子屈美幌峠線道路（国道 243 号）のうち、札友内から屈斜路までの区間 ウ 屈斜路摩周湖線道路のうち、屈斜路から川湯集団施設地区までの区間。 エ その他、林地に接して設置するもので、焦げ茶色が適当と認められる場合。
（４）鉄塔、アンテナ（家庭用テレビアンテナを除く。）		（１）基本方針 当該国立公園が展望を主体とした公園であることを踏まえ、主要展望地点若しくは公園計画道路から見たときの風致景観の支障について配慮する。 （２）規模 以下の各要件に適合しないものは許可しない。 ア 既存建築物に付帯させる場合には、川湯集団施設地区の特例地域にあつては高さ 25 メートル以下、川湯駅前の特例地域にあつては最高高さ 15 メートル以下であること。 イ 上記以外の場合にあつては、最高高さ 13 メートル以下であること。 （３）色彩 以下の各要件に適合しないものは許可しない。 単独で設置する場合には、焦げ茶色又は灰色の色彩であること。 ただし、林地にあつては焦げ茶色であること。 （４）その他 申請者には、以下の事項について指導する。 ア 既存建築物に併設すること。 イ 共同で鉄塔を設置すること。
（５）治山、砂防施設	全域	（１）基本方針 当該国立公園が展望を主体とした公園であることを踏まえ、主要展望地点若しくは公園計画道路から見たときの風致景観の支障について配慮する。

		(2) デザイン、色彩、材料 以下の要件に適合しないものは許可しない。 表面仕上げ コンクリート構造物は、自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工とすること。 ただし、公園計画車道及び園地等から近接して望見されない場合にはこの限りではない。 (3) その他 申請者に以下の事項を指導する。 色彩（明度） 主要利用拠点又は公園計画車道からの主たる眺望方向に位置して主要利用拠点から遠望されるものについては色彩の明度を落とすよう指導する。
(6) 河川施設	全域	(1) 基本方針 当該地には、釧路川源流部をはじめとして自然河川が多く存在し、多様な自然環境を創り上げている。このため、自然河川はできるだけ手をつけず保全するものとする。なお、やむを得ず改修を行う場合は、周囲の自然環境に及ぼす影響や代替措置等を検討の上、総合的に判断するものとする。 既改修河川の改良に当たっては、近自然工法を用いるなどして自然との共生に努めるものとする。
(7) 栈橋	屈斜路湖	(1) 基本方針 湖畔の風致を維持するため、設置できる範囲は湖岸線から35メートル以内とする。 (2) 新規栈橋 公益上の必要がある場合を除き、仮設であっても許可しない。
(8) 引湯管	川湯集団施設地区	(1) 基本方針 かつての温泉情緒あふれる湯川の再現をめざし、風致上の支障になる引湯管の整理を目指す。 (2) その他 既存配管を整理統合し、地下埋設するよう指導する。
(9) 自動販売機	全域	(1) 基本方針 自動販売機の乱立による風致上の支障を防止する。 (2) 設置方法 以下の要件に適合しないものは認めない。

		建物の庇の下に設置する、又は板張り等の自然材料により外側を囲む等して風致への影響の軽減が図られていると認められるものであること。
2. 木竹の伐採	全域	(1) 基本方針 当該国立公園は「森と湖と火山」に代表される風致景観が特徴である。このため、木竹の伐採に当たっては、公園計画車道及び園地等から望見される地区における森林の施業は、風致上の支障が少ない施業方法に配慮するものとする。 (2) 施業要件 以下に掲げる場合にあっては、それぞれ各号に掲げる要件に適合しないものは許可しないものとする。 第1種特別地域におけるササ刈りは、森林管理、登山道又は施設の維持管理を目的としたものであること。 (3) 通景伐採 展望を目的に含む施設の周辺で展望の妨げになっている木竹を伐採する場合は、「国立公園における通景伐採の取扱いについて」（平成30年3月19日付け環自国発第1803191号国立公園課長通知）によること。
	つつじヶ原	(1) 基本方針 ア 道道の両側に生育するヤナギ類等、人為的影響により本来の植生と異なって生育する樹木の取扱いについては、元来の植生が維持されるよう適切に対応するものとする。 イ イソツツジ群落に侵入するシラカバ及びハイマツ等自然の植生遷移による景観の変化に対しては、あらかじめ専門家からなる検討会等を設置し、その対策を協議した上で慎重に対応する。
3. 土石の採取	全域	(1) 基本方針 当該国立公園は、カルデラ外輪山に囲まれ、外輪山上に設置された展望台からの風景鑑賞が主要な利用となっている。露天掘りによる土石の採取が風致景観の保全上支障とならないよう配慮する。 (2) 露天掘り以外の方法（ボーリング）によるもの 地熱開発を目的としたものについては、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（令和3年9月30日付け環自国発第2109301号自然環境局長通知）によ

		ること。 (3) 露天掘りによるもの 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、学術調査その他公益上必要と認められる行為についてはこの限りではない。 公園計画車道、公園事業施設等から望見されないものであること。
4. 指定湖沼への排水	摩周湖	(1) 基本方針 摩周湖は人為的影響を直接的に受けることがないため、地球環境の汚染を知るためのベースラインとして用いられるなど、学術上も極めて貴重な湖沼である。このため、厳正に保護を図る必要がある。 (2) 排水施設 摩周カルデラ内への汚水等の排出は許可しない。
5. 広告物等の掲出、設置又は表示		(1) 基本方針 当該国立公園が展望を主体とした公園であることを踏まえ、主要展望地点又は公園計画道路から見たときの風致景観の支障について重点的に配慮する。 (2) 店舗等への誘導看板 幟等の野だて看板でないこと。ただし、以下のものは除く。 ア 店舗前に設置される看板で、木製かつ最高高さ 80 cm 以下、幅 50 cm 以下のもの。 イ 地域の催事等、限られた期間にのみ掲出等されるもの。 (3) 指導標、案内板等 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ア 地名表示板の色彩は、木材及び石材等の自然材料を用いる場合を除き原則として焦げ茶色であること。 イ 必要最小限と認められるものであること。 (4) その他 申請者には、次の事項を指導する。 ア 維持管理 設置された標識類が汚損若しくは破損した場合又は必要性がなくなった場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うこと。 イ 広告物の統合

		同一地点に複数の広告物を設置する場合には、統合を図ること。
6. 車馬等乗り入れ	摩周カルデラ内（特別保護地区）	（１）基本方針 景観保護上支障が大きいため、全面的に禁止する。 ただし、摩周湖における動力船使用については、学術調査を目的としたもので、摩周湖において調査することが妥当と認められ、他に代替手段がない場合にはこの限りではない。
	摩周カルデラ外輪山及び藻琴山、美幌峠	（１）基本方針 当該地域には高山性植物群落やササ植生が発達しており、当該国立公園における特徴的な風致景観を呈しているため、厳正に保全する必要がある。 （２）車馬等乗り入れ 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、学術研究その他公益上必要と認められる場合にはこの限りではない。 ア 営利を目的としたものでないこと。 イ 反復継続して行われるものでないこと。 ウ 土砂の崩落のおそれがないこと。 エ 植生に影響を与えるおそれがないこと。 オ 他の手段では目的を達成することができないことが明らかであること。
7. 木竹の植栽	つつじヶ原	（１）基本方針 硫黄山が最後に噴火したのは約 500 年前と言われ、つつじヶ原は植生遷移途上にあり、ハイマツの枯死は自然の微妙なバランスのゆらぎとも考えられる。このため、ハイマツが枯死した箇所へのハイマツ植林等の復元については、専門家からなる検討会を設置し、その対策を総合的に調査検討した上で対応する必要がある。 （２）植栽 以下のいずれかの要件に該当しない場合には許可しない。 ア つつじヶ原において自然公園法の許認可を受けて行われる行為に伴い生じた支障木等の移植を行う場合であって、周囲の植生に支障を及ぼさないものであること。 イ 専門家及び関係行政機関による検討会において必要

		とされた対策を実施するものであること。
8. 動力船の使用	屈斜路湖	自然公園法施行規則第 12 条第 29 号の 20 により許可を要しないとされている「漁業を営むために車馬若しくは動力船等を使用すること」の「漁業」については、屈斜路湖においては漁業協同組合が存在せず、漁業権も設定されていないことから、屈斜路湖で漁業を営む者であるか否かは、漁業協同組合の設立又は漁業権の設定までの暫定的な取扱いとして、その者が在住する自治体による確認等を踏まえて判断する。なお、漁業協同組合の設立又は漁業権の設定がされた場合にあっては、その事実関係をもって判断するものとする。

（２）普通地域

普通地域の要届出行為については、アの特別地域及び特別保護地区の行為の取扱い（規模に関するものを除く）を参考とし、風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。自然公園法第 33 条第 2 項の規定に基づき、その風景を保護するために、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を取るべき旨命ずる必要のある行為の取扱いについては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（令和 4 年 4 月 1 日付け環自国発第 22040115 号自然環境局長通知）及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準について」（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知）による。その他については、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地域	取扱方針
1. 工作物の新築、改築又は増築	全域	
（１）建築物		（１）基本方針 屈斜路カルデラ内一帯及び阿寒横断道路一帯の風景の保護を図るため、必要な命令を課す。 （２）規模 建築物の最高高さが 25 メートルを超える建築物の新築、改築及び増築は禁止する。
（２）鉄塔・アンテナ		（１）基本方針 屈斜路カルデラ内一帯の風景の保護を図るため、公園計画道路及び園地等の利用拠点から見たときの支障とならないよう必要な指導を行う。 （２）規模（高さ） 公園計画道路及び園地等の利用拠点から見たときに屈斜路外輪山の山稜線を分断しないよう指導する。 （３）色彩 屈斜路外輪山の山腹と一体化するよう、林内及び林縁にあっては焦げ茶色、畑地内及び市街地にあっては灰色（亜鉛メッキ色） とするよう指導する。
（３）太陽光発電施設		（１）基本方針 新築、改築及び増築に当たっては、公園計画道路及び園地等の利用拠点から見えないよう、設置場所の工夫や樹木を植栽すること等により風景への影響を緩和するよう必要な指導を行う。
2. 水位水量の増減	全域	（１）基本方針 屈斜路湖、釧路川及び西別川とその周辺における野生動植物の保護を図るため、生息又は生育の支障とならないよう必

		要な指導を行う。 (2) 事前調査 野生動植物への影響を予測するため、事前に十分な期間を設けて調査し、影響について有識者の意見を得ること。
3. 広告物の掲出等	全域	(1) 基本方針 幟等の野だて看板及び電光掲示板とならないように指導する。ただし、以下のものは除く。 ア 店舗前に設置される看板で、木製かつ最高高さ 80 cm以下、幅 50 cm以下のもの。 イ 地域の催事等、限られた期間にのみ掲出等されるもの。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業執行等取扱要領」(令和4年4月1日付け環自国発第2204111号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針により取扱う。

事業の種類	地区	取扱方針
建築物全般の取扱い	全域	(1) 基本方針 ア 当地域は屈斜路湖や摩周湖を取り巻く外輪山からの展望やこれらの山々を眺望する風景探勝型の公園であることを踏まえて、主要利用施設や展望地から見たときの風致景観の支障に配慮する。 イ 多くの利用が図られている川湯集団施設地区及び川湯駅前地区については、(2)以下の各要件との整合性の審査に加え、良好な町並み景観創出のため、建築物相互のデザインの統一が図られるよう配慮する。
	川湯集団施設地区	(2) 規模(建築面積、高さ、建ぺい率等)、壁面後退 最高高さ本屋 20メートル以下、塔屋を含め 25メートル以下であること。
	川湯駅前地区	(2) 規模(建築面積、高さ、建ぺい率等)、壁面後退 最高高さ 15メートル以下であること。
	仁伏地区の屈斜路摩周線道路より湖畔側の地域	(2) 規模(建築面積、高さ、建ぺい率等)、壁面後退 ア 宿舎事業にあっては最高高さ 13メートル以下、その他の事業にあっては最高高さ 10メートル以下であること。 イ 建築面積 1,000平方メートル以下であること。 ウ 建ぺい率 30パーセント以下であること。ただし、既存建築物が 30パーセントを超える場合には現状規模を上限とする。 エ 壁面後退が公園計画車道から 30メートル以上、湖岸線から 20メートル以上、敷地境界線から 5メートル以上であること。ただし、舟遊場事業は除くものとする。
	砂湯及び池の湯地区の屈斜路摩周線道路より湖	(2) 規模(建築面積、高さ、建ぺい率等)、壁面後退 ア 既存建築物の建て替えのための新築又は改築であって、建築物の規模は、既存建築物を超えないものであること。 イ 建築物の最高高さは宿舎事業にあっては 10メートル、その他の事業にあっては 7メートル以下であること。

	畔側の地域	ウ 壁面後退が公園計画車道から 30 メートル以上、湖岸線から 20 メートル以上、敷地境界線から 5 メートル以上であること。ただし、既存建築物と同じ箇所に建て替える場合、舟遊場事業又は船舶運送施設事業については、この限りではない。
	仁伏、砂湯、池の湯地区の屈斜路摩周線道路より山側の地域	(2) 規模（建築面積、高さ、建ぺい率等）、壁面後退 ア 最高高さ 15 メートル以下であること。 イ 建築面積 2,000 平方メートル以下であること。 ウ 建ぺい率 20 パーセント以下であること。 エ 壁面後退が公園計画車道から 30 メートル以上、敷地境界線から 5 メートル以上であること。
	その他地区	(2) 規模（建築面積、高さ、建ぺい率等）、壁面後退 ア 最高高さが 13 メートル以下であること。ただし、舟遊場事業にあっては最高高さ 7 メートル以下であること。 イ 壁面後退が公園計画車道から 30 メートル以上、湖岸線から 20 メートル、敷地境界線から 5 メートル以上であること。ただし、本管理計画において事業種別に取り扱いが定められている場合には、個別の扱いによるものとする。
	全域	(3) デザイン、色彩、材料 以下の要件に適合しないものは認可しない。 ア 屋根のデザイン 屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋形式又はマンサード屋根等の勾配のある屋根に限るものとし、陸屋根、片流れ又はドーム等曲面屋根でないこと。ただし、既存建築物の増改築の場合であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められる場合、他から望見されることのない場所に位置する場合、又は建築面積 10 平方メートル以下程度の小規模な建築物である場合にはこの限りではない。陸屋根である既存建築物の増改築に際しては、傾斜パラペット（飾屋根）を設けるなど、屋根があるように見えるデザインとすること。 イ 色彩及び材料

		(ア) 屋根（飾屋根を含む。以下同じ。）の色彩 焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若しくは暗灰色のいずれかの色彩又は自然材料の素地色とする。 (イ) 壁面の色彩 茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色のいずれかの色彩を基調とし、周囲に位置する既存建築物の色彩との調和を図る。 ウ デザインに関する特例 地域の建築物のデザインについて、地元地方公共団体の条例、住民等により結ばれた建築協定等により、独自の取扱方針（規則第 11 条第 1 項第 5 号に適合するものに限る。）がある場合は、上記ア及びイによらず、当該方針によることができる。 (4) 付帯施設 次のアからエまでの各号に掲げる付帯施設については、それぞれ各号に示す要件に適合しないものについては認可しないものとする。 ア 駐車場及び取付道路については、風致景観の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であること。 イ 車庫及び倉庫等の小規模な付帯施設は、極力、主たる建築物に包含し、別棟とはしないこと。やむを得ず別棟とする場合にあっては、主たる建築物とデザイン、色彩及び材料の調和がとれていると認められるものであること。 ウ 外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。 エ 自動販売機は建物の庇の下に設置する、又は板張り等の自然材料により外側を囲む等して風致への影響の軽減が図られていることが認められるものであること。 (5) その他 公園事業者には、以下の事項について指導する。 ア 修景緑化方法 敷地内の空地は、原則として郷土種植物により修景緑化すること。 イ 浄化槽の設置 雑排水を放流する場合には、浄化槽（同等の機能を持
--	--	---

		つものも含む。)を設置すること。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。 (ア) 地熱帯や無電力地域等技術的に浄化槽設置が困難な地域において、沈殿枡及びやオイルトラップ等が設置されることになっている場合。 (イ) 川湯市街及び川湯駅前などの公共下水道計画地域内に設置する場合。なお、この場合でも、浴室の新築、増築及び改築に当たっては、公共下水道整備完了後には洗い場等の温泉以外の雑排水を速やかに下水道に放流が可能な構造とすること。
1. 道路(車道)	全域	(1) 基本方針 道路は風致景観及び自然環境に及ぼす影響が大きいため、次の点に留意する。 ア 自然環境及び風致に与える影響が、最小となるような路線及び工法を選定するものとする。 イ 路線は地形にあったものとし、切盛土量の削減、改変面積の縮小を図るため、栈道又は橋梁等を採用するものとする。 ウ 沿道に生息する動物との共生を図る。 (2) デザイン、色彩、材料 以下の要件に適合しないものは認可しない。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、焦げ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)とすること。 (3) 付帯施設 以下の要件に適合しないものは認可しない。 ア 矢羽式除雪誘導標(スノーポール) 眺望の妨げとなる箇所でないこと。ただし、冬期の安全対策上必要な場合にはこの限りではないが、無雪期には取り外すものであること。なお、この場合でも極力細い支柱を用いること。 イ 防雪柵、防風柵

		公園計画道路及び主要利用拠点からの展望の妨げにならないこと。ただし、冬期の安全対策上必要な場合にはこの限りではないが、降雪期の仮設工作物又は折りたたみ収納式とすること。 ウ スノーシェルター及びスノーシェード 主要展望地点からの眺望の妨げにならないこと。 エ 道路照明 照明光が屈斜路湖畔から望見されるものでないこと。 (4) 緑化修景 以下の要件に適合しないものは認可しない。 ア 法面及び廃道敷は、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化することになっていること。ただし、法面が硬岩である等緑化が困難であると認められるものについてはこの限りではない。なお、緑化資材には、郷土種植物の積極的利用を図るものとする。郷土種植物の導入に当たっては、周辺の地形地質や植生に合った種類を用いること。 イ 支障木の伐採は必要最小限に留められていると認められること。 (5) 残土処理 以下の要件に適合しないものは認可しない。 ア 残土を、国立公園区域外に搬出するものであること。ただし、当該国立公園内において自然公園法に基づく許可を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。 (6) その他 事業者には以下の事項について指導する。 ア 支障木は可能な限り修景のために必要な箇所へ移植すること。 イ 表土は、盛土法面等に利用が図られるものであること。 ウ 土工事の施工に当たっては、十分な落石防止柵を設けることにより、道路敷地外への土石の崩落・流出を防止すること。 エ 工事に伴い生ずる廃材等は、その都度搬出処分するものとし、周囲に放置又は散乱させないこと。 オ 野生動物との共生を図るため、必要に応じてアンダー
--	--	--

		パス、オーバースパス及び飛び出し防護柵を設けるとともに、側溝は転落した動物が脱出可能な構造にすること。 カ 沿道の除草に、薬剤を使用しないこと。 キ 標識類及び危険防止柵等で、老朽化又は破損したものは速やかに撤去又は更新すること。
	藻琴山登山線	(1) 整備・管理に関する方針 当該沿線の法面には郷土種植物が多く生育している。これらの植生を攪乱させないように留意する。
	弟子屈野上峠線(国道391号線)	(1) 整備・管理に関する方針 ア 沿線は森林景観と牧野景観に優れているため、これらの景観に支障を来すことがないものとする。 イ 当該沿線の法面には、郷土種植物が多く生育している。これらの植生を攪乱させないように留意する。
	藻琴山線(道道網走川湯線)	(1) 整備・管理に関する方針 ア 当路線は屈斜路湖及び知床国立公園方面の眺望に優れている。道路工作物の設置に当たっては、これらの眺望を阻害しないものとする。 イ 屈斜路湖方面から見ると藻琴山山麓の稜線上を通過しているため、工作物の設置に当たっては、屈斜路湖からの眺望に支障を来すことがないように留意する。 ウ 当該沿線の法面には、郷土種が多く生育している。これらの植生を攪乱させないように留意する。
	川湯温泉線	(1) 整備・管理に関する方針 ア 市街地内の道路であり、歩行者等に配慮した快適な空間の創出に努め、適切な維持管理を図るものとする。 イ 今後の道路改良を実施する際に、公園事業として把握する。
	津別峠線(道道屈斜路津別線)	(1) 整備・管理に関する方針 ア 現在、制限速度20kmであり、乗車定員10人以上の車両又は2t車以上は通行禁止となっている。今後は、マイクロバス程度の通行が可能になるよう、カーブ改良や待避所の増設等必要最小限の改良を図る。 イ 道路沿線の自然林の保全に特に留意し、支障木の伐採は最小限にとどめる。
	和琴連絡線(町)	(1) 整備・管理に関する方針 当該路線は、和琴集団施設地区への唯一のアプローチ道

道 和 琴 半島線)	路である。既に改良は終わっているが、歩行者等に配慮した快適な空間の創出に努め、適切な維持管理を図るものとする。
屈 斜 路 摩 周 線 (道 道 屈 斜 路 摩 周 湖 畔線	(1) 整備・管理に関する方針 ア 摩周湖区間 ：仁多国立公園境界から跡佐登国道交差点までの区間 (ア) 当該路線は根釧原野、屈斜路湖及び摩周湖の眺望に優れている。道路工作物の設置に当たっては、これらの眺望を阻害しないものとする。 (イ) 当該路線は摩周カルデラ外輪山山麓の稜線上を通過しているため、工作物の設置に当たっては、川湯方面からの眺望に支障を来さないよう留意する。 (ウ) 当該路線の法面には、郷土種植物が多く生育している。これらの植生を攪乱させないよう留意する。 (エ) 利用者の安全確保を図るため、定期的な点検を行い適切に対応する。 (オ) 第三展望台の利用状況に応じて、駐車帯の延長、横断歩道の整備等、安全施設の整備等を適切に行う。 イ 屈斜路湖区間 ：屈斜路から硫黄山入口国道交差点までの区間 (ア) 自転車、歩行者及び身障者等が安心して通行できるよう車道に付帯して自転車道、歩道の整備を進める。 (イ) つつじヶ原の景観保全に留意する。 (ウ) 沿道の優れた自然林の保全を図る。 (エ) 砂湯地区の交通混雑緩和のための道道の山側への付替計画については、現道路敷地を利用した駐車帯又は駐車公園等の整備案を含めて、風致景観に配慮しつつ総合的に検討する。 (オ) 屈斜路湖岸への無秩序な自動車乗り入れが起らないよう関係機関と調整を図る。
弟 子 屈 美 幌 線 (国 道 243 号 線)	(1) 整備・管理に関する方針 ア 当該路線は屈斜路湖の眺望に優れている。道路工作物の設置に当たっては、屈斜路湖の眺望を阻害しないものとする。 イ 当該路線は屈斜路カルデラ外輪山山腹を通過しているため、工作物の設置に当たっては、屈斜路湖方面からの眺望に支障を来さないよう留意する。

		ウ 当該路線の法面には、郷土種植物が多く生育している。これらの植生を攪乱させないよう留意する。 エ 美幌峠のササ植生の保全に努めるものとする。
	弟子屈足寄線（国道241号線）・永山峠から弟子屈町側	（１）整備・管理に関する方針 ア コンクリート法枠工と植生袋により施工されている外来草本種による法面は、周囲の風致景観と違和感があるので、郷土種植物に移行する工法及び管理方法等について、試験地を設定しながら調査及び検討するよう調整を図る。 イ 通年の通行が確保できるよう、適切な安全対策を講じるものとする。
	裏摩周線（道道中標津斜里線及び道道裏摩周線）	（１）整備・管理に関する方針 快適な利用が図られるよう適切な維持管理に努める。
2. 道路（歩道）	全域	（１）基本方針 歩道は、公園利用を促進するために基本的な施設であり、適切な整備及び維持管理が必要である。このため、次の方針に基づいた歩道とする。 ア 沿線の自然改変を極力避けるとともに、歩道整備に起因する沿道の洗掘、浸食の予防に努めるものとする。 イ 利用者の安全確保と植生保全のため、歩道以外への利用者の立入りを防止するための措置を講ずる。 ウ 指導標や解説板の整備を図るものとするが、ルートごとにデザインの統一性が確保されるよう努めるものとする。 エ 歩道沿線の樹木の保護に努める。
	和琴	（１）整備・管理に関する方針 オヤコツ地獄付近は、急斜面の箇所があるため、防護柵の設置等歩行者の安全に留意する。また、解説板や樹名板の適切な維持管理を図る。
	摩周湖西別岳探勝線	（１）整備・管理に関する方針 ア 摩周岳山頂付近は、平成４年の北海道東方沖地震の影響で崩落が目立っている。登山者の安全を図るととも

		に、標識を中心に整備を検討する。 イ 西別岳稜線付近には高山植物の群落が発達しているが、利用者による踏み荒らしや盗掘がおきないように整備を検討する。 (2) その他 高山植生を利用者の踏み荒らしや盗掘から守るため、関係機関と連携して、高山植物等の保護巡視に当たる。
	藻琴山 登山線	(1) 整備・管理に関する方針 旧展望台から山頂にかけての稜線上は険しい地形となっているため、利用者の安全確保に努めるものとする。
	屈斜路 湖北西 外輪山 線	(1) 整備・管理に関する方針 ア 当該路線は、風衝植生帯を通過するため、これらの植生の保全に留意するものとする。 イ 湖西山から津別峠までのコースの設定に当たっては、当該路線が公園区域境界上に位置することから、公園区域外を含めた最良のルートを選定を検討するものとする。 ウ 当面は、美幌峠から津別峠までの路線を中心に歩道整備を検討する。
	和骨周 回線	(1) 整備・管理に関する方針 指導標や自然解説板の整備を検討する。
	ボンボン 山線	(1) 整備・管理に関する方針 ア ポンポン山の隆起地形及び植物を保護するため、必要に応じて木道及び植生保護柵の設置を検討する。 イ 第2 ポンポン山及び第3 ポンポン山は、歩道が存在するが、植生保全が図られるまで、一般利用には供さないものとする。
	川湯硫 黄山線 (つつ じヶ原)	(1) 整備・管理に関する方針 ア 川湯ビジターセンターのフィールドとして自然とのふれあいを積極的に進めていくため、自然解説板の整備を検討する。 イ イソツツジ ガンコウラン群落の保全に努め、植生が整備により改変される場合には移植を検討するものとする。
	川湯硫 黄山線 (つつ	(1) 整備・管理に関する方針 ア 当該区間は歩道を樹木が上空まで覆い、トンネル状になっていることから「青葉トンネル」と呼ばれている。

	じヶ原 (以外)	整備に当たっては、樹木が歩道上を覆い、トンネル状となった状態を維持するものとする。
	屈斜路 湖周回 線	(1) 整備・管理に関する方針 ア 針広混交林及び屈斜路湖を眺望しながら、川湯園地から碁石ヶ浜に至る探勝歩道として整備する。 イ ヒグマの目撃情報が多い場所であることから、注意標識を適切に管理する。
	北海道 自然歩 道線	(1) 整備・管理に関する方針 ア 川湯温泉を起点として、硫黄山、湯沼や摩周湖第一展望台等の興味地点を巡る探勝歩道として整備する。 イ 分岐点が多いことから、道迷いが無いよう誘導標識を適切に管理する。
	神の子 池摩周 湖探勝 線	(1) 整備・管理に関する方針 ア 神の子池から裏摩周園地に至る登山道として整備する。 イ 車馬の利用があることから、注意標識を適切に管理する。
	屈斜路 湖藻琴 山接続 登山線	(1) 整備・管理に関する方針 ア 屈斜路湖畔から藻琴山八合目園地に至る登山道として整備する。 イ 長距離利用者のために、誘導標識や里程標を適切に管理する。
	屈斜路 湖美幌 峠接続 登山線	(1) 整備・管理に関する方針 ア 屈斜路湖畔から美幌峠園地に至る登山道として整備する。 イ 長距離利用者のために、誘導標識や里程標を適切に管理する。
	屈斜路・ 阿寒カ ルデラ 縦走線	(1) 整備・管理に関する方針 ア 三角山山麓から屈斜路カルデラ外輪山稜線に至る登山道として整備する。 イ 長距離利用者のために、誘導標識や里程標を適切に管理する。
	川湯温 泉川線	(1) 整備・管理に関する方針 ア 川湯温泉から屈斜路湖に至る探勝路として整備する。 イ ヒグマの目撃情報が多い場所であることから、注意標識を適切に管理する。
	アカエ	(1) 整備・管理に関する方針

	ゾマツの森探勝路線	ア 川湯園地からアカエゾマツの森を経由して川湯硫黄山線に至る探勝路として整備する。 イ アカエゾマツやゴゼンタチバナ等、観察対象となっている植生を保護する。
	美留和摩周湖線	(1) 整備・管理に関する方針 ア 北海道自然歩道線から摩周第一展望台園地に至る登山道として整備する。 イ 長距離利用者のために、誘導標識や里程標を適切に管理する。
3. 園地	全域	(1) 基本方針 展望、自然観察、散策及び休憩等当該園地、広場の持つ機能や性格を勘案し、地形、植生、眺望等の自然条件を生かすとともに、景観と調和したデザイン、材質及び色彩とするものとする。 (2) 整備・管理に関する方針 ア 既存施設との連携を図り、効率的に利用が推進されるよう留意する。 イ 標識類の乱立を避け、統一したデザイン（「公共標識の整備指針」環境庁自然保護局）で計画的な配置を検討する。 ウ 自然解説板の充実を検討する。 エ 転落防止柵等の管理施設の充実を検討する。 オ 必要に応じ、バリアフリー化を図るよう努める。 (3) その他 事業者には以下の事項について指導する。 ア 利用者の安全を確保するため適切な施設の管理を行うこと。 イ 老朽化したり破損したものは速やかに撤去又は更新するよう努めること。 ウ 屈斜路湖面の全部が「車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域」として定められており、公園事業としての動力船の利用については「7. 舟遊場」において適正規模等を規定している。このため、屈斜路湖畔の園地事業にあつては、付帯施設としての動力船の利用を前提とした舟遊場施設の整備は、適正な公園利用の推進及び風致景観の保護上支障を及ぼすおそれがあるため、認めない。

	川湯	(1) 整備・管理に関する方針 園地内においては、アカエゾマツの後継樹育成と林縁植物であるノリウツギ(サビタ)及びヤマウルシ等の保護に留意する。
	和琴	(1) 整備・管理に関する方針 温泉資源を生かした自然体験フィールドとして、必要最小限の整備を検討する。
	美幌峠	(1) 整備・管理に関する方針 ア 当地区には高山性の貴重な植生が発達していることから、これらの植生の保全に努める。 イ 当該国立公園の北の入り口として、国立公園内の自然情報の発信に努める。 ウ 屈斜路湖から屈斜路外輪山を見たときの眺望の支障とならないものとする。 (2) 規模、デザイン 以下の各号の要件に適合しないものは認可しない。 ア 屈斜路湖岸から見て山稜線を分断するものでないこと。ただし、山稜線と一体となったデザインと認められる場合にはこの限りではない。 イ 売店及びレストラン等の営利スペースは現状規模を超えないものであること。 ウ 案内所及び博物展示コーナー等の公共スペースを増築する場合には、用途の目的に照らし、必要規模と認められること。
	藻琴山 八合目	(1) 整備・管理に関する方針 屈斜路湖や外輪山からの眺望に留意する。 (2) 規模、デザイン 以下の要件に適合しないものは認可しない。 ア 新築(建替えのための新築を含む。)に当たっては、屈斜路湖岸から見て山稜線を分断するものでないこと。ただし、山稜線と一体となったデザインと認められる場合にはこの限りではない。 イ 増築及び改築に当たっては、山稜線の分断が現在よりも軽減されるものと認められること。
	裏摩周	(1) 整備・管理に関する方針 ア 摩周湖外輪山の自然景観の保護に留意する。 イ 利用者による摩周カルデラ内壁への立入りは、危険防

		止と自然環境保全の観点から行わないものとし、必要に応じて防止柵や制札の整備を検討する。 (2) 規模、デザイン 以下の要件に適合しないものは認可しない。 摩周第一展望台、摩周第三展望台、摩周岳から見てカルデラ外壁線を分断するものでないこと。ただし、外壁線と一体化していると認められる場合にはこの限りではない。
	西別岳 登山口	(1) 整備・管理に関する方針 ア 西別岳の登山利用の拠点及び登山指導の拠点として機能するよう整備を検討する。 イ シーズンを通して、必要と認められる整備規模とし、利用集中期における対策は、施設の運用方法を含め総合的に対応するものとする。 (2) 公園事業への転換 現在ある登山小屋、駐車場及び公衆トイレは施設の増改築等を実施する際に、公園事業として位置付けるよう指導する。
	摩周第一	(1) 整備・管理に関する方針 ア 摩周湖外輪山の自然景観の保護に留意する。 イ 車道から湖側の施設については、景観保護及び摩周湖の環境保全のため、既存施設敷内での改良を原則とする。 ウ 車道から美留和側の施設については、山麓から見た眺望に支障を与えないよう留意する。 (2) 休憩舎 以下の各号に掲げる要件に適合しないものは認めない。 ア 摩周第三展望台、摩周岳西別岳探勝線歩道沿線及び裏摩周から見て山稜線を分断するものでないこと。ただし、山稜線と一体となったデザインと認められる場合にはこの限りではない。なお、この場合の屋根形状は、建築物全般の取扱いで示した以外であっても、景観上の支障がないと認められる場合には、適用を除外する。 イ 売店及びレストラン等の営利スペースは現状規模を超えないものであること。 ウ 案内所、博物展示コーナー等の公共スペースを増築する場合には、用途の目的に照らし、必要規模と認められ

		るものであると認められること。 エ 建築物の高さは現状規模を超えないこと (3) 付帯施設 以下の施設においては、それぞれ各号に掲げる要件に適合しないものは認可しない。 ア 駐車場 駐車場が恒常的に不足していると認められ、かつ屈斜路摩周湖線道路より美留和側であること。 イ 排水処理施設 雑排水は、浄化槽（同等の機能を持つものも含む。）において適切に処理されると認められるものであり、かつ排水は摩周カルデラ内の湖等に影響を及ぼさない方法で放流されるものであること。
摩 周 第 三		(1) 整備・管理に関する方針 ア 摩周湖外輪山の自然景観の保護に留意する。 イ 駐車場及び展望台等必要最小限の整備に留め、売店及び食堂等は設置しない。 (2) 規模、デザイン 以下の要件に適合しないものは認可しない。 ア 摩周第一展望台、摩周岳西別岳探勝線歩道沿線及び裏摩周から見て山稜線を分断するものでないこと。ただし、山稜線と一体となったデザインと認められる場合にはこの限りではない。 イ 道路から硫黄山方向への展望に支障を来さないこと。
仁 伏		(1) 整備・管理に関する方針 屈斜路湖岸にある林地の保全及び地区内の林地景観の維持を図る。
砂湯・池 ノ 湯		(1) 整備・管理に関する方針 屈斜路湖の各利用拠点及び屈斜路外輪山の各展望箇所からの風景に支障を来さないものとする。
硫 黄 山		(1) 整備・管理に関する方針 ア 硫黄山の噴気現象を訪ね、休憩するために必要な施設の整備を検討する。 イ 特別保護地区内にあることから、必要最小限の施設に留め、現状規模を超えないものとする。 ウ 利用者が火傷及びガス中毒事故に遭遇しないよう留意する。

		(2) 規模 休憩舎にあっては、既存施設の規模を超えるものでないこと。
4. 宿舎	全域	(1) 基本方針 屈斜路湖面の全部が「車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域」に定められており、公園事業としての動力船の利用については「7. 舟遊場」において適正規模等を規定している。このため、屈斜路湖畔の宿舎事業にあっては、付帯施設として、動力船の利用を前提とした舟遊場施設の整備は、適正な公園利用の推進及び風致景観の保護上支障を及ぼすおそれがあるため、認めない。
	川湯	(1) 整備・管理に関する方針 ア 多様な利用者のニーズに対応した滞在型の保養基地として、施設の充実を図る。 イ 当該地区の宿泊収容力は、既存程度にとどめ、既存宿舎の建替え又は増改築を原則とし、新規の宿舎計画は他地域へ分散立地を図る。ただし、宿舎跡地を再び宿舎として利用する場合はこの限りでない。 (2) 屋根形状 屋根の形状は建築物全般の取扱いで示した形状とする。ただし、飾り屋根（傾斜パラペット）を設けるなど屋根があるように見えるデザインにあってはこの限りでない。 (3) その他 事業者に対し以下の事項を指導する。 ア 運動施設は当地区を滞在型の保養基地として整備するためには、ある程度の必要性は認められるが、立地可能な敷地が限られているため、必要最小限にとどめること。 イ 引湯管は、温泉情緒あふれる湯川の再現を目指すため、整理統合及び地下埋設化を指導する。 ウ 壁面は、道路から可能な限り後退させること。
	和琴	(1) 整備・管理に関する方針 湖畔に面した趣のある宿泊施設として整備を検討する。 (2) 規模 以下の要件に適合しないものは認可しない。 ア 既存建築物の建て替えのための新築又は改築であること。

		イ 建築物の規模、既存建築物の規模以下であること。
	仁伏	(1) 整備・管理に関する方針 ア 湖畔に面した趣のある温泉宿として整備を検討する。 イ 屈斜路摩周湖線から見た風景や各展望箇所からの風景を保全するために、建築物の規模を制限する。
	川湯温泉駅前	(1) 整備・管理に関する方針 弟子屈野上峠線道路からの眺望に支障とならないよう整備するとともに、硫黄山との風致の調和に努める。 (2) その他 事業者に対し以下の事項を指導する。 壁面は、道路から可能な限り後退させること。
	池ノ湯	(1) 整備・管理に関する方針 湖畔に面した趣のある温泉宿として整備を検討し、屈斜湖側の風致の保護を図る。 (2) 規模（建築面積） 公園計画道路より湖側の地域にあっては、建築物全般の取扱いのうち「砂湯及び池ノ湯地区の屈斜路摩周湖線より湖畔側の地域」（２）アによるものとするが、既改変地であって風致上の支障がない場合には現況の建築面積を超えることができる。
5. 避難小屋	全域（銀嶺水）	(1) 基本方針 風致の維持に重点を置く。
6. 野営場	全域	(1) 基本方針 屈斜路湖面の全部が「車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域」に定められており、公園事業としての動力船の利用については「7. 舟遊場」において適正規模等を規定している。このため、屈斜路湖畔の野営場事業にあっては、付帯施設として、動力船の利用を前提とした舟遊場施設の整備は、適正な公園利用の推進及び風致景観の保護上支障を及ぼすおそれがあるため、認めない。
	和琴	(1) 整備・管理に関する方針 ア 自然林の保全に努めるものとする。 イ オートキャンプに対応した整備は行わない。 ウ 利用者のニーズに対応してフリーサイトの充実を図る。 エ 親水空間の確保に努めるものとする。 オ 老朽化した施設は適宜更新し、快適な利用環境の維持

		に努めるものとする。 (2) 建築物 以下の要件に該当しないものは認可しない。 バンガロー、炊事棟及びトイレ等の建築物は木造又は外壁を木造で仕上げたものであること。ただし、特殊な用途であり、木造とすることが適当でないと認められるものはこの限りではない。 (3) その他 野営場内では自動車（管理用車両を除く）の乗り入れを禁止する。
	藻琴山東斜面	(1) 整備・管理に関する方針 トドマツ、ダケカンバ混交の自然林の保全に重点を置いた整備を検討する。
	仁伏	(1) 整備・管理に関する方針 屈斜路湖岸の親水空間を活かした整備を検討する。 (2) その他 事業者は次の事項を指導する。 当該テントサイトには樹木が少ないため、緑化すること。
	砂湯	(1) 整備・管理に関する方針 ア 当該野営場はミズナラの疎林に施設が点在する自然の趣がある野営場であり、敷地内のミズナラの保全を図る。 イ 老朽化した施設の再整備を図るとともに、収容力に見合ったトイレや炊事棟などの整備を行う。 ウ ミズナラ林の保全を図るため、野営場内へは自動車を乗り入れないように必要な管理施設の整備を検討する。 (2) その他 ア 野営区域が隣接する自然林内へ無秩序に拡大しないよう、区域の明確化を図り利用者を指導する。 イ 野営場内に自動車を乗り入れない。また、野営場利用者が路上に駐車しないよう指導する。
	池ノ湯	(1) 整備・管理に関する方針 ア 屈斜路湖岸の親水空間を活かした整備を検討する。 イ 屈斜路湖摩周湖線道路より屈斜路湖畔側においては、現状規模とし、拡張は行わない。ただし、既開発地に拡張する場合にはこの限りではない。
7. 舟遊場	全域	(1) 基本方針

		ア 屈斜路湖の利用適正化のため関係機関から構成される「屈斜路湖適正利用連絡協議会」（弟子屈町）を通じて屈斜路湖の静謐な風致の維持及び安全で快適な湖水利用を図る。 イ 森に囲まれた屈斜路湖の風景を維持するため、湖畔林の保全に十分配慮する。 （２）付帯施設 敷地内に船舶を保管する場合は、原則として事業の規模に見合った艇庫を備えること。ただし、船全体を覆うなどにより風致の維持上支障がないよう措置がされている場合はその限りでない。 （３）動力船の取扱い ア 屈斜路湖においては、静謐な風致の維持及び水生植物や湖畔林の保全を目的として、令和３年１０月から湖水面の全部を「車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域」に定めている。そのため、舟遊場事業として使用する動力船と棧橋については各地区ごとに上限を定め、使用する動力船については公園事業執行の手続きにおいて船舶番号を登録することにより、無秩序な動力船使用を制限する。具体的には、令和２年８月３日屈斜路湖適正利用連絡協議会時点での各地区における事業執行者の所有船舶及びこれらの利用実態を踏まえ、既存の公園利用及び周辺の自然環境に支障がないと考えられる船舶の種類及び数を認めることとする。なお、これらの制限は、必要に応じて利用状況及び自然環境への影響について調査を行い、その結果等の科学的根拠に基づき、見直しをはかる。 イ 公園事業として使用する動力船を水面上で使用する際には、指定された旗を掲出すること。 （４）利用水面の取扱い 舟遊場事業として利用する水面については公園事業執行の手続きにおいて範囲を明確にし、その範囲内においてのみ利用を認める。 （５）その他 ア ボートのデザインは、屈斜路湖の静謐なイメージを損なわないよう、極力単純なデザインのものとすること。スワンボートや海賊船など、機能上必要の無いデザイン
--	--	--

		の船艇の新規登録は認めない(既に認可されている船艇は除く)。 イ 各事業者は、事故防止と適正利用の推進のため、屈斜路湖水面利用のルールの利用者への周知徹底を図ること。
	和琴	(1) 整備・管理に関する方針 和琴半島及び屈斜路湖の静謐な環境を保ちつつ、手漕ぎボート及び動力船等により周辺水面の多様な利用を楽しむための舟遊場として整備する。 (2) 動力船の種類及び台数 ア 利用に供することができる動力船は、長さ 3m 未満かつ推進機関の出力が 1.5kw 未満の船舶 12 艇までとする。 イ アのほか、救助に使用するための動力船は、事業執行者につき 1 艇までとする。 (3) 栈橋 栈橋は 1 基までとする。
	砂湯	(1) 整備・管理に関する方針 手漕ぎボート及び動力船等により周辺水面の利用を楽しむための舟遊場として整備する。 (2) 動力船の種類及び台数 ア 利用に供することができる動力船は、総トン数 5 トン未満の船舶 2 艇までとする。 イ アのほか、救助に使用するための動力船は、事業執行者につき 1 艇までとする。 (3) 栈橋 栈橋は 1 基までとする。
	池ノ湯	(1) 整備・管理に関する方針 手漕ぎボート及び動力船等により周辺水面の利用を楽しむための舟遊場として整備する。 (2) 動力船の種類及び台数 ア 利用に供することができる動力船は、総トン数 5 トン未満の船舶 2 艇及び長さ 3 m 未満かつ推進機関の出力が 1.5kw 未満の船舶 2 艇までとする。 イ アのほか、救助のための動力船は、事業執行者につき 1 艇までとする。 (3) 栈橋

		栈橋は1基までとする。
	コタン	(1) 整備・管理に関する方針 カヌー等無動力船の持ち込み利用を想定した舟遊場として整備する。 (2) 動力船の種類及び台数 動力船の利用は認めない。ただし、救助のための動力船（事業執行者につき1艇までとする）は除く。 (3) 栈橋 栈橋は1基までとする。
	ウランコシ	(1) 整備・管理に関する方針 カヌー等による周辺水面の利用や、他地区からの動力船の一時発着のための舟遊場として整備する。 (2) 動力船の種類及び台数 本舟遊場を主要な発着拠点とした動力船の利用は認めない。 (3) 栈橋 栈橋は1基までとする。
	ポント	(1) 整備・管理に関する方針 ア カヌー等無動力船の持ち込み利用を想定した舟遊場として整備する。 イ 適正利用の指導拠点として整備する。 (2) 動力船の種類及び台数 動力船の利用は認めない。ただし、救助のための動力船（事業執行者につき1艇までとする）は除く。 (3) 栈橋 栈橋は1基までとする。
8. 運送施設（自動車）	川湯	(1) 整備・管理に関する方針 公共交通機関の拠点として、利用者が快適に利用できるよう整備を検討する。
9. 運送施設（船舶）	屈斜路湖	(1) 基本方針 栈橋、休憩所及び陸揚げ施設等船舶運送に必要な最小限の施設とする。大規模な修理事業等が必要な施設となった場合は、背後地が普通地域となっている地区等風致上支障の小さい他の地区で整備するよう指導する。
10. 博物展示施設		(1) 基本方針 ア 自然環境保全活動の普及啓発及び自然情報の提供の機能や性格を勘案し、展示等の内容の充実を図る。

		イ 建築物周辺においては、アカエゾマツの後継樹育成と林縁植物であるノリウツギ（サビタ）及びヤマウルシ等の保護に留意する。
--	--	---

第3 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

国立公園にふさわしい自然と温泉を活かした滞在型の保養利用に重点を置くものとする。自然公園施設整備は、これらの利用のベースとなる車道、歩道、宿舎、園地、駐車場、野営場、水辺利用施設、自然観察施設、公衆便所等の施設の整備に努める。

(2) 一般公共事業

一般公共事業施設の整備については、公園計画との有効かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について、前年度末までに、整備計画の照会を行い、必要に応じてヒアリングを実施するものとする。

(3) その他の大規模開発

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予測される整備については、環境影響調査を実施し、風致、植生、野生動物等の自然環境の保全に対して影響のないよう十分配慮するよう指導する。

(4) 摩周湖での魚類放流

摩周湖での魚類放流は、昭和初期からニジマス、スチールヘッドが、昭和43年からは種苗の生産目的でヒメマスが道立水産孵化場により実施されたが、ヒメマスが食するプランクトンが減少し、成果が期待できなかったため、昭和55年以降は中止されている。その後は、魚類の生育状況調査及び水質調査等が継続されている。

環境庁が昭和53年度に実施した管理方針検討調査「摩周湖の実態と透明度低下の原因究明調査及び管理方針検討報告書」の結果等を参考とし、高い透明度を誇る摩周湖の水質を保全するため、魚類の放流を避け、現在の魚類の自然淘汰にゆだねるとの方針を昭和59年策定の本管理計画で定めている。

今後ともこの方針を継続するため、関係機関に対し要請するものとする。

第4 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

環境省は、川湯に7ヘクタール、和琴半島に51ヘクタールの土地を所管し、それぞれ集団施設地区として、ビジターセンター、園地、駐車場、野営場、公衆便所、探勝歩道等の施設を直轄事業により整備し、管理運営を行っている。

また、土地の一部を宿舎、野営場、売店等の事業施設用地及び道路、水道、電柱等の公的施設用地として使用許可しており、これらの土地が適正に使用をされるよう巡視、指導する。

(2) 一般財団法人自然公園財団事業

当該財団は、川湯集団施設地区内及び和琴集団施設地区内の公共施設の維持管理、軽微な補修及び美化清掃等を行っているほか、北海道の委託を受けて硫黄山園地及び摩周第一展望台において駐車場の管理を行うとともに、砂湯地区において北海道所管の野営場及び弟子屈町所管の公衆便所の維持管理、軽微な補修及び美化清掃並びに摩周第三展望台において美化清掃を行っている。

これらの事業についての自然公園財団による公園施設の維持管理業務及び後述する普及啓発活動や美化清掃活動等の業務に要する費用は、国や自治体の管理委託費のほか摩周第一展望台及び硫黄山の駐車場の協力金により主としてまかなわれている。

当該財団の事業は、公園施設の良い維持管理及び快適な公園利用を促進する上で重要であり、現管理計画で記載されている方針に従い、適切、迅速に実施されるよう指導する。

(3) その他

その他の土地及び事業施設においても、事業者の責任において適切な維持管理がされるよう指導する。

第5 利用者の指導に関する事項

(1) 自然とのふれあいの推進

当地区の利用は自動車による周遊観光が大半であるが、自然志向の保養基地として定着していくためには、受入れ施設の整備とともに、周辺の優れた自然環境の保護とこれらの利用方法等についての利用者への指導が重要な課題である。

ア 自然とのふれあいのための施設整備

当地域においては、当該地区の自然を紹介して利用者の理解を深めるため、川湯ビジターセンター及び和琴フィールドハウスが設置されている。今後は自然ふれあいのフィールドを活用し、自然解説板等の整備拡充を図る。また、その他の各事業施設においても自然とのふれあいを促進し、自然に対する理解を深める視点に立った施設整備を図るよう指導する。

イ 自然とのふれあいのための行事の実施

当地域では、これまで藻琴山や摩周岳での自然観察会、屈斜路湖やポンポン山での歩くスキーの集い、和琴野営場における子供対象の自然体験キャンプ等の各種行事を、自然公園財団やパークボランティアの協力を得て実施してきた。参加者はこれらの行事を通じて自然とのふれあいを体験し、理解を深めひとり一人が自然との共生することの自覚を持つために非常に有効な手段である。今後は川湯ビジターセンターを中心に各団体と連携を図りながら、自然とのふれあいの行事の充実を積極的に図るものとする。

また、つつじヶ原自然探勝路では、地元の阿寒摩周国立公園川湯地域運営協会によって、毎年6月から9月にかけて「つつじヶ原朝の散策」が毎朝実施されている。この行事は観光主体の川湯温泉宿泊者にとって自然と接することのできる数少ない機会であり、好評を博している。このような地元における自然とのふれあいの推進については、ボランティアの自然解説者の育成を含め、積極的に支援する。

ウ 自然情報の収集と発信

いつどこでどのようなものが見られるかといった自然情報は、自然とのふれあいを進める上で欠かすことができない。最新で的確な自然情報が誰でも簡単に入手できるよう、パークボランティア等の協力を得ながら情報収集し、川湯ビジターセンター等を中心に展示やSNS等により情報発信していく。

(2) 利用者の誘導、規制及び取組の推進

本地区における公園利用は多様化しており、一部地域では、自動車やスノーモービルによる園地や自然植生地への乗入れ、湖岸林地での野営及び動力船による無秩序な走行等により、動植物の生息環境や静穏な利用環境への影響が生じている。また、国立公園は再

生可能エネルギーの活用や低炭素化など、持続可能な社会を実現できる地域として期待されている。

このような状況に対応するため、次により利用者に対する誘導、規制及び取組の推進を行い、自然と共生した安全で快適な利用環境の構築や持続可能な社会への転換を図るものとする。

ア 一般利用者（歩行利用の規制）

（ア） 摩周湖

摩周湖は原始性が保たれており、地球環境汚染をモニタリングするためのベースラインとして国際機関にも登録されている貴重な湖沼である。また、内壁は非常に陰しく地質がもろいことから人の立ち入りによって侵食が発生しており、摩周湖への土砂流入による透明度低下が懸念され、事故発生の恐れがある。このため、関係行政機関が協力して立ち入りを制限しており、引き続き制限を継続する。

（イ） 屈斜路湖中島

屈斜路湖中島は、原始性に富み貴重な自然林が生育しているので、一般者の入山が制限されるよう関係機関と調整を図る。

（ウ） 摩周岳、西別岳、ポンポン山並びに美幌峠

歩道や園路外へ無秩序な立ち入りによって、一部で貴重な高山植生が踏み荒らされ裸地化している。歩行区域と保全区域の明確化を図り、歩道外への立ち入りを抑止する。

（エ） 硫黄山

硫黄山では噴気による火傷やガス中毒、落石の危険がある。平成12年の落石事故以来、立入りが禁止されていたが、令和2年にエコツーリズム推進法による「てしかがスタイルのエコツーリズム全体構想」において「硫黄山の噴気孔」が特定自然観光資源に指定され、認定ガイドが同行する場合のみ立入りが可能となっている。立ち入り制限がかかっていない場所においては、引き続きガス中毒等の危険性について注意喚起する。

イ 自動車の乗り入れ規制

（ア） 裏摩周

裏摩周園地から旧展望台までの約1kmは既存林道があり、林道終点からカルデラ壁を降り湖岸へ到る踏み分け道が存在する。このように裏摩周園地から摩周湖岸へ比較的容易に到達できるため、公園利用者等が湖岸へ立入り、ゴミの放置、野営、密漁等が行われ、摩周湖の微妙な自然環境へ悪影響を及ぼすこととなるので、裏摩周園地以奥へ

の一般車両の乗り入れないようゲートの適切な管理を検討する。

(イ) 摩周岳外輪山

仁多林道から摩周カルデラ稜線へ至る踏み分け道がある。稜線付近はエゾリンドウやチシマフウロなど高山性の植生となっているが、四輪駆動車による踏み荒らしが見られる。現在、林道入り口は常時ゲートで施錠されているが、引き続き適正に管理し、新たな自動車の侵入を招かないよう関係機関と協力する。

(ウ) 屈斜路湖岸

湖畔林への乗り入れは、林床を痛めるだけでなく、ゴミの放置や動力船の無秩序な利用を招くおそれがある。

屈斜路湖岸においては、自動車の無秩序な乗り入れがおこらないよう、屈斜路湖適正利用推進協議会において関係機関の連携を図りながら車止めや制札の整備を検討する。

ウ アイドリングストップの啓発

地球温暖化防止のために二酸化炭素の排出削減が求められている。また、排気ガス中に含まれている有害物質を削減するために、駐車中の車両に対するアイドリングストップを働きかける。

エ 屈斜路湖における動力船の利用

屈斜路湖は、動力船の無秩序な利用が水生植物や河畔林の生育や静謐な利用環境に影響を及ぼしていることから、令和3年10月から車馬等乗り入れ規制区域に指定されている。関係機関と協力して監視を行う。

オ 安全な水辺利用の推進

屈斜路湖及び釧路川においては、カヌー等のほか、スタンドアップパドルボード等の新たな利用が拡大している。水辺まで比較的アクセスが良く、遠浅の利用しやすい環境が整っていることから、ガイド無しの初心者による利用が目立っている。そのため、浮力体などの安全装備の着用や緊急時の対応など、水辺の安全利用について関係機関と協力して呼びかける。

カ スノーモービル

摩周岳から西別岳一帯、藻琴山から美幌峠にかけては、スノーモービルが高山植生を痛め自然環境に悪影響を及ぼすことから、平成2年に摩周岳及び西別岳並びに平成10年に藻琴山及び美幌峠が車馬等乗り入れ規制区域に指定されている。関係機関と協力して監視を行う。

キ 野生動物との共生

(ア) 野生動物の餌付け

キタキツネやヒグマの餌付けは、動物を人間依存の生息環境に変え、本来の生態系に悪い影響を及ぼすほか、交通事故や接触事故を誘発するなど問題が多い。これらの動物に対して餌付けを行わないよう利用者への啓発を図る。

(イ) ペットの持ち込み

飼い犬等を野生動物の生息域に持ち込んだ場合、野生動物の繁殖環境への悪影響、病原菌の侵入など動物の生育環境に重大な支障を及ぼす恐れがあること、歩道等における他の利用者との不慮の接触事故を防止するために、公園計画歩道及び野生動物の生息域として重要な箇所へのペットの持ち込みを自粛するよう利用者への啓発を図る。

ク 資源循環及び脱炭素化の推進

国立公園の美化推進はもとより、ゴミを減量化し限られた資源の循環を促すことが国民の責務として求められている。特に、プラスチックについては生産や流通時における温室効果ガスの排出や海洋プラスチックごみなど、環境負荷が大きいことが指摘されている。そのため、公園事業施設が率先してプラスチック製品から紙などの環境負荷が低い製品を導入、販売するよう脱炭素化に向けた取組を推進する。

第 6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃

ア 摩周第 1 園地、摩周第 3 園地、硫黄山、川湯、砂湯及び和琴半島地区における美化清掃は、一般財団法人自然公園財団により行われている。実施期間は駐車場事業と同様に 5 月上旬から 10 月下旬まで、毎日実施している。今後も現在の清掃体制を維持し、清潔で快適な公園施設利用がなされるよう同財団を指導する。

イ 裏摩周地区の清掃は、斜里町及び中標津町からなる管理運営協議会により実施されており、今後とも増大する利用者に適切に対応されるよう同協議会を指導する。

ウ 美幌峠地区の清掃は、美幌峠を美しくする会（事務局美幌町）を中心に関係機関の協力の下で、今後も清潔で快適な園地利用がなされるよう指導する。

(2) 修景緑化

本管理計画区の植生は、ミズナラ、シナノキ、イタヤカエデ、カツラ等の広葉樹林とこれらにトドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ等の針葉樹が交じった針交混交林とに代表され、屈斜路カルデラの内側部、摩周カルデラの山腹部及び辺計礼山一帯に広く分布している。

標高の高い両外輪山周辺にはダケカンバを主とする亜高山性広葉樹林、阿寒横断道路沿線にはダケカンバ・エゾマツ群落が分布している。津別峠～美幌峠～藻琴峠の稜線部及び摩周岳、西別岳の山頂一帯は、クマイザサの風衝草原が分布し、所々にハイマツ、コケモモ、ガンコウラン等の高山植物群落が見られる。

また、湖岸及び河川周辺の低湿地にはヤチダモ群落やヨシ、スゲ群落が小面積で分布している。

以上のように本地域には多様な植生が見られるが、自然改変地を中心にオオハンゴンソウ等の特定外来生物の侵入が確認されている。

したがって、開発等により生じた自然改変地の修景緑化に当たっては、その地域の潜在自然植生を参考に樹種を選定し、早期修景を図る場合は、下記の先駆植物を選定する。

山岳地	ダケカンバ、ミヤマハンノキ、ナナカマド、アカエゾマツ等
平野部	ミズナラ、カツラ、シナノキ、イタヤカエデ、ハウチワカエデ、ヤマモミジ、エゾヤマザクラ、キタコブシ、シラカバ、ナナカマド、ノリウツギ、エゾムラサキツツジ、エゾマツ、トドマツ、アカエゾマツ、イチイ等

(3) 硫黄山つつじヶ原植生保全対策

つつじヶ原は、硫黄山の噴気活動によりイソツツジ群落やハイマツ群落が特異な景観を呈している。これまで、昭和 50 年代にシラカバが隆盛しイソツツジ群落が衰退したり

（その後、シラカバが自然に枯死した）、噴気口が近いつつじヶ原南部のハイマツが枯死したり、イソツツジ群落内のハイマツが隆盛しイソツツジ群落を被圧するなどの変化が起こっている。いずれも原因は不明で自然の遷移過程とも考えられることから、保全対策を実施する場合には、専門家を交え、十分な調査検討の上、対策を実施する必要がある。

第 7 その他関連事項

(1) 硫黄山等における立ち売り対策について

平成 7 年頃までは摩周第 1 展望台園地、硫黄山園地及び砂湯園地等には、利用者が多くなると、屋台、自動車による焼きトウキビ、焼きイカ、土産物品等を販売する立ち売りが出沒し、風致上、施設の管理上及び環境保全上問題となっていた。現在、関係機関の継続的な対策により、立ち売りは見られない。引き続き、公園利用者に著しく迷惑がかからぬよう継続して監視をする。